平成 21 年 9 月 18 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町１９番１９号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　山川　峯夫
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　山川　峯夫
問合せ先
経営企画部長　夏秋　英雄
TEL. 06-6376-6823

規約の変更及び補欠役員の選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び補欠役員の選任について、平成 21 年 11 月 6 日に開催される本投資法人の第 5 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約の変更及び補欠役員の選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

１．規約変更の理由及び内容について

（１）　本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬のうち、保有不動産等の運営管理に係る運用報酬（運用報酬１及び運用報酬２）の割合を相対的に高めることによって、より安定的な分配を行うこと等を目的として、運用報酬３及び運用報酬４につき見直しを行うものであります。

まず、不動産関連資産を取得した場合に資産運用会社に支払う運用報酬３については、従来、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を自ら又はその子会社を通じて所有する者（以下「当該株主等」と総称します。）並びに当該株主等の連結子会社及び当該株主等が過半数の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（以下「関係当事者」といいます。）から不動産関連資産を取得した場合（0.5%）とそれ以外の場合（0.7%）とで異なる料率を設定しておりましたが、近年の会計基準の変更等により、取得の相手方が資産運用会社の関係当事者に該当するか否かの判断が困難な場合がある状況に鑑み、当該運用報酬の料率を一本化するとともに、上記の目的に照らし、料率を 0.5%に引き下げるものであります。

また、本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合に支払う運用報酬４については、上記の目的に照らしその必要性を勘案した結果、これを廃止するものであります。（現行規約別紙関係）

（２）　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行による投資証券等の電子化への対応として所要の変更を行うものであります。（現行規約第６条、第７条、変更案第 29 条第６項関係）

（３）　租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 に規定する特定合併による負ののれんの発生益が生じた場合の「配当可能利益の額」の計算の特例規定等の調整措置が講じられたことに伴い、必要な条項の新設を行うものであります。（変更案第 28 条第６項関係）

（４）　本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して変更を行うものであります。（現行規約第 29 条第２項第(4)号②、変更案第 29 条第５項第(3)号関係）

（５）　租税特別措置法第 67 条の 15 に規定する配当等の損金算入要件の１つである「配当等の額の支払額が配当可能所得の金額の 90％超」が、「配当等の額の支払額が配当可能利益の額の 90％超」に改正されたことにより変更を行うものであります。（現行規約第 36 条第(1)号②、第(2)号関係）

（６）　その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。（現行規約第 13 条、第 31 条第３項、第 32 条第１項第(1)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号、別紙関係）

（規約変更の詳細につきましては、添付「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

２．補欠役員の選任について

補欠執行役員白木義章、補欠監督役員戸奈常光の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠執行役員１名、補欠監督役員１名の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（補欠役員選任に関する詳細につきましては、添付「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

３．　日程

平成 21 年　9 月 18 日　　役員会にて本投資主総会提出議案を決議
平成 21 年 10 月 20 日　　本投資主総会招集通知発送（予定）
平成 21 年 11 月　6 日　　本投資主総会開催、規約変更及び補欠役員選任議案を付議(予定)

以　上

＊　本資料の配布先：兜倶楽部、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊　本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/

＜添付資料＞
・参考資料　　第 5 回投資主総会招集ご通知

平成21年10月20日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
阪 急 リ ー ト 投 資 法 人
執行役員　山　川　峯　夫

第５回投資主総会招集ご通知

拝啓　投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第５回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成21年11月５日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬　具

記

１．日　　時：平成21年11月６日（金曜日）午前10時

２．場　　所：大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階会議室
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。なお、会場が前回と異なっておりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。）

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　補欠執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ（http://www.hankyu-reit.jp/）に掲載いたしますので、ご了承下さい。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

⑴ 本投資法人が資産運用会社に支払う運用報酬のうち、保有不動産等の運営管理に係る運用報酬（運用報酬１及び運用報酬２）の割合を相対的に高めることによって、より安定的な分配を行うこと等を目的として、運用報酬３及び運用報酬４につき見直しを行うものであります。

　まず、不動産関連資産を取得した場合に資産運用会社に支払う運用報酬３については、従来、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を自ら又はその子会社を通じて所有する者（以下「当該株主等」と総称します。）並びに当該株主等の連結子会社及び当該株主等が過半数の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（以下「関係当事者」といいます。）から不動産関連資産を取得した場合（0.5％）とそれ以外の場合（0.7％）とで異なる料率を設定しておりましたが、近年の会計基準の変更等により、取得の相手方が資産運用会社の関係当事者に該当するか否かの判断が困難な場合がある状況に鑑み、当該運用報酬の料率を一本化するとともに、上記の目的に照らし、料率を0.5％に引き下げるものであります。

　また、本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合に支払う運用報酬４については、上記の目的に照らしその必要性を勘案した結果、これを廃止するものであります。（現行規約別紙関係）

⑵ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行による投資証券等の電子化への対応として所要の変更を行うものであります。（現行規約第６条、第７条、変更案第29条第６項関係）

⑶ 租税特別措置法施行規則第22条の19に規定する特定合併による負ののれんの発生益が生じた場合の「配当可能利益の額」の計算の特例規定等の調整措置が講じられたことに伴い、必要な条項の新設を行うものであります。（変更案第28条第６項関係）

⑷ 本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して変更を行うものであります。（現行規約第29条第２項第⑷号②、変更案第29条第５項第⑶号関係）

⑸ 租税特別措置法第67条の15に規定する配当等の損金算入要件の１つで

ある「配当等の額の支払額が配当可能所得の金額の90％超」が、「配当等の額の支払額が配当可能利益の額の90％超」に改正されたことにより変更を行うものであります。（現行規約第36条第(1)号②、第(2)号関係）

(6) その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。（現行規約第13条、第31条第３項、第32条第１項第(1)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号、別紙関係）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　規　約	変　更　案
第１章　総　則 ［条文省略］ 第２章　投資口 ［条文省略］ （投資主の請求による投資口の払戻し） 第６条　本投資法人は、投資主（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わない。 （投資口の取扱いに関する事項） 第７条　本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱いの手続並びにその手数料は、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則によるものとする。 ［条文省略］	第１章　総　則 ［現行どおり］ 第２章　投資口 ［現行どおり］ （投資主の請求による投資口の払戻し） 第６条　本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 （投資口の取扱いに関する事項） 第７条　本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使の手続その他投資口及び投資証券に関する取扱いの手続並びにその手数料は、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則によるものとする。 ［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第３章　投資主総会 ［条文省略］ （議決権の代理行使） 第13条　投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。 ［条文省略］ 第４章　役員及び役員会 ［条文省略］ 第５章　資産運用 ［条文省略］ （投資態度） 第28条　［条文省略］ ２．　［条文省略］ ３．　［条文省略］ ４．　［条文省略］ ５．　［条文省略］ ［新設］	第３章　投資主総会 ［現行どおり］ （議決権の代理行使） 第13条　投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。 ［現行どおり］ 第４章　役員及び役員会 ［現行どおり］ 第５章　資産運用 ［現行どおり］ （投資態度） 第28条　［現行どおり］ ２．　［現行どおり］ ３．　［現行どおり］ ４．　［現行どおり］ ５．　［現行どおり］ ６．本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第37条第３項第２号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本項において同じ。）、不動産の賃借権、同号ヘに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とする。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
（資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　　［条文省略］ ２．不動産等とは次に掲げるものをいう。 ［条文省略］ (4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（受益証券が発行されている場合を含む。） ［条文省略］ ② 地上権及び土地の賃借権 ［条文省略］ ３．　　［条文省略］ ４．　　［条文省略］ ５．本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 ［条文省略］ ［新設］ (3) その他特定の不動産等に付随する資産で、当該不動産等と併せて取得するその他の権利	（資産運用の対象とする特定資産の種類） 第29条　　［現行どおり］ ２．不動産等とは次に掲げるものをいう。 ［現行どおり］ (4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（受益証券が発行されている場合を含む。） ［現行どおり］ ② 地上権及び不動産の賃借権 ［現行どおり］ ３．　　［現行どおり］ ４．　　［現行どおり］ ５．本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。 ［現行どおり］ (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (4) その他特定の不動産等に付随する資産で、当該不動産等と併せて取得するその他の権利

現　行　規　約	変　更　案
［新設］	６．金融商品取引法第２条第２項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第２項から第５項を適用するものとする。
［条文省略］	［現行どおり］
（組入資産の貸付・運用及び第三者のための担保提供）	（組入資産の貸付・運用及び第三者のための担保提供）
第31条　［条文省略］	第31条　［現行どおり］
２．　［条文省略］	２．　［現行どおり］
３．本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。	３．本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付を行うことがある。
４．　［条文省略］	４．　［現行どおり］
第６章　資産評価	第６章　資産評価
（資産評価の方法、基準、基準日）	（資産評価の方法、基準、基準日）
第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。	第32条　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。
(1) 第29条第２項第(1)号から第(3)号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価格から減価償却累計額を控除した価額により評価する。	(1) 第29条第２項第(1)号から第(3)号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。
［条文省略］	［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(3) 第29条第３項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。 ［条文省略］ (5) 第29条第４項第(1)号、第(2)号に定める預金、コールローン及び第(12)号に定める金銭債権 取得価格から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価格と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。	(3) 第29条第３項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。 ［現行どおり］ (5) 第29条第４項第(1)号、第(2)号に定める預金、コールローン及び第(12)号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。

現　行　規　約	変　更　案
(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。	(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。
［条文省略］	［現行どおり］
２．　［条文省略］	２．　［現行どおり］
３．　［条文省略］	３．　［現行どおり］
［条文省略］	［現行どおり］

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第７章　借入れ及び投資法人債の発行 ［条文省略］ 第８章　計算 ［条文省略］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ［条文省略］ ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得（以下「配当可能所得」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。	第７章　借入れ及び投資法人債の発行 ［現行どおり］ 第８章　計算 ［現行どおり］ （金銭の分配の方針） 第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ［現行どおり］ ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。 なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。 ［条文省略］ 第９章　会計監査人 ［条文省略］ 第10章　業務及び事務の委託 ［条文省略］ （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬１乃至４から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。 ［条文省略］	(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。 ［現行どおり］ 第９章　会計監査人 ［現行どおり］ 第10章　業務及び事務の委託 ［現行どおり］ （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬１から３までにより構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。 ［現行どおり］

現　行　規　約	変　更　案
（運用報酬３） 本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、その取得価格に0.7%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（１円未満切捨て）。但し、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を自ら又はその子会社を通じて所有する者（以下本項において「当該株主等」と総称する。）並びに当該株主等の連結子会社及び当該株主等が過半数の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（以下「関係当事者」という。）から、不動産関連資産を取得した場合は、運用報酬３は、当該不動産関連資産の取得価格に0.5%の料率を乗じた金額とする（関係当事者が、本投資法人に取得させる目的で、関係当事者以外の者から一時的に不動産関連資産を取得し、本投資法人が当該関係当事者から当該不動産関連資産を取得する場合を除く。）。なお、上記の取得価格は、当該不動産関連資産そのものの取得金額のみとし、税金、取得費用、取得報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬３は、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。	（運用報酬３） 本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、その取得価格に0.5%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（１円未満切捨て）。なお、上記の取得価格は、当該不動産関連資産そのものの取得金額のみとし、税金、取得費用、取得報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬３は、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。

現　行　規　約	変　更　案
（運用報酬４） 　本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、その譲渡価格に0.7％の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（１円未満切捨て）。なお、上記の譲渡価格は、当該不動産関連資産そのものの譲渡金額のみとし、税金、譲渡費用、譲渡報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬４は、本投資法人が当該不動産関連資産を譲渡した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。	［削除］

第２号議案　補欠執行役員１名選任の件

補欠執行役員白木義章の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成21年９月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
白木　義章（しらき　よしあき） （昭和31年10月７日）	昭和54年４月　阪急電鉄株式会社入社 平成３年４月　同　経理部財務企画課調査役 平成７年６月　同　経営管理室調査役 平成13年４月　同　グループ政策推進室調査役 平成13年６月　株式会社阪急交通社出向 国際輸送事業本部企画室調査役 平成14年６月　同　取締役兼執行役員社長室長 平成15年10月　同　取締役兼執行役員 平成16年５月　阪急リート投信株式会社　取締役（非常勤） 平成16年６月　同　出向　取締役業務管理部長 平成18年10月　阪急リート投資法人　補欠執行役員（現在） 平成18年12月　阪急リート投信株式会社　取締役業務部長 平成19年４月　同　取締役（現在）

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠監督役員１名選任の件

補欠監督役員戸奈常光の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
戸奈　常光（とな　つねあき） （昭和15年10月30日）	昭和40年４月　ロービンガムアンドラッキー会計事務所入所 昭和49年７月　監査法人大和会計事務所入所 平成17年７月　戸奈公認会計士事務所開設（現在） 平成20年８月　阪急リート投資法人　補欠監督役員（現在）

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を１口所有しております。
・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠監督役員候補者は、戸奈公認会計士事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項及び本投資法人の現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第３号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

【会　　場】　大阪市北区茶屋町19番19号
　　アプローズタワー 13階会議室
【電　　話】　06－6377－5577

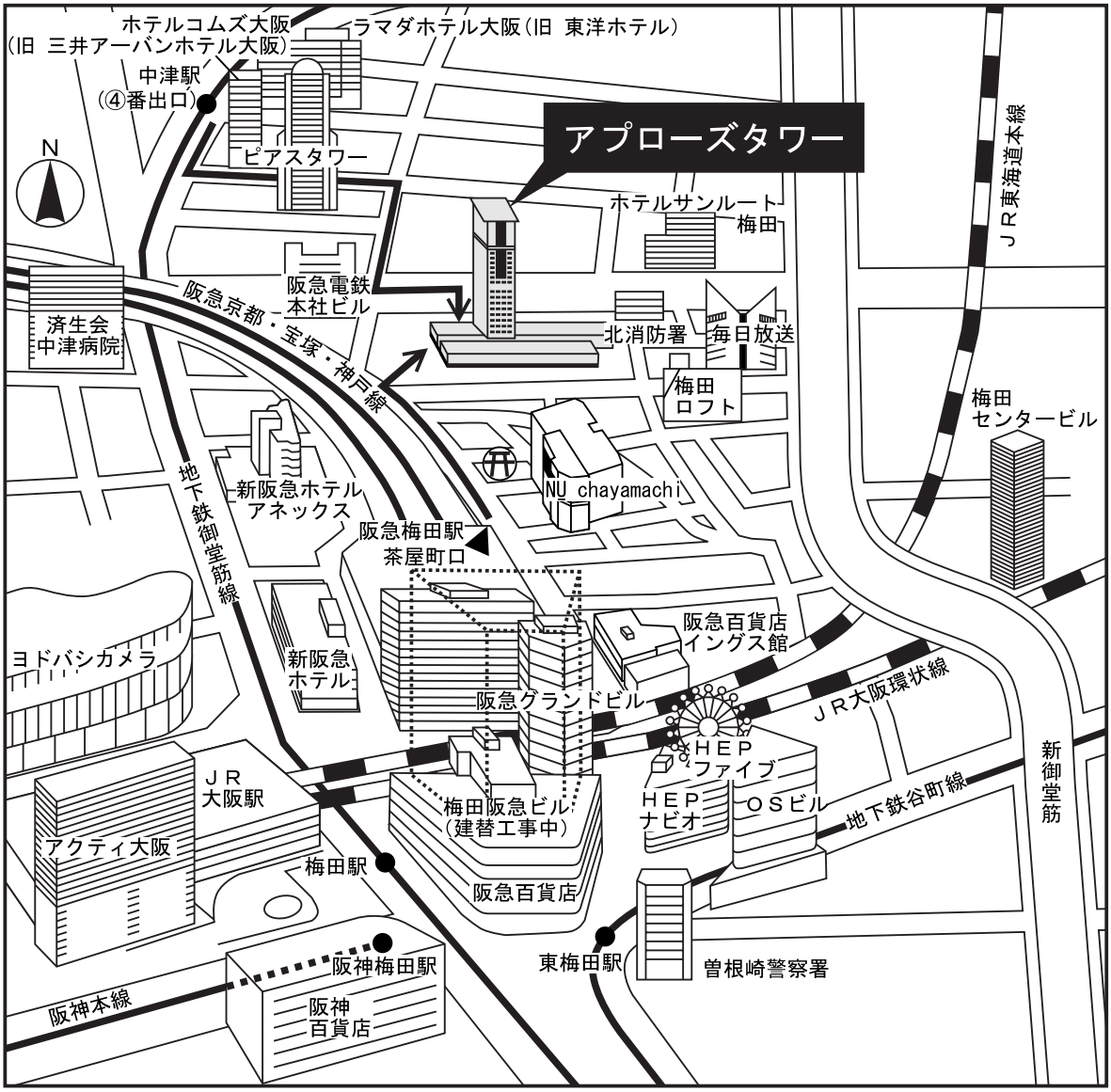

【交　　通】
阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
地下鉄御堂筋線中津駅④番出口より徒歩約４分
ＪＲ大阪駅御堂筋口より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

お願い

- 会場が前回と異なっておりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。
- 梅田阪急ビル建替工事に伴い、一部の通路のご通行ができなくなっております。
  大変ご不便をおかけいたしますが、迂回路のご利用をお願い申し上げます。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮
  下さいますようお願い申し上げます。